

令和４年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した
遠隔教育の調査研究事業」成果報告書

実施機関名 神奈川県教育委員会

1 事業実施前の状況及び課題

(1) 現状と課題

ア 現状

神奈川県教育委員会では、平成 26 年度から病気やけがで入院している県立学校の生徒を対象に、在籍校の教職員や非常勤講師を病室に派遣する講師派遣型学習支援を行っている。令和元年度及び 2 年度は「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」の委託を受け、I C T 機器を活用した遠隔による学習支援環境を整備し、講師派遣型学習支援と I C T 機器を活用した遠隔による学習支援を組み合わせた学習支援に取り組んだ。

また、令和 3 年度は「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する I C T を活用した遠隔教育の調査研究事業」の委託を受け、平成 26 年度から取り組んできた講師派遣型学習支援の要綱を改訂し、I C T を活用した 1 対 1 の学習支援も可能にするなどして支援対象を拡大するとともに、同時双方向型オンライン授業の事例を積み重ね、「病気療養中等の生徒への遠隔授業 ～高等学校段階～ 実施の手引き」を作成した。

その結果、支援プロセスを確立するとともに、適切な機器の選択やクラウドの活用についての方針を整理することができたが、I C T 機器を活用した遠隔による学習状況の見取り方や評価方法については実践例の蓄積が少なく、また、大勢が集まる対面での会議や医療機関への訪問が難しい状況が続いていることから、県立横浜南支援学校が設置されている県立こども医療センターや県立がんセンター患者支援部患者支援センターとの連携が継続的に行えていないため、十分な研究成果を挙げるまでには至っていなかった。

イ 課題

- I C T を活用した遠隔授業を必要とする生徒の人数を予測することは困難であることから、学校・病院連携支援員や学習支援員等の人材配置は難しいため、今後は、「病気療養中等の生徒への遠隔授業 ～高等学校段階～ 実施の手引き」に沿って、学校が主体となって本事業を円滑に運用できるような取組とすることが課題であった。
- 県立特別支援学校との連携を実現させ、生徒・保護者が抱える不安を解消させるとともに、復学に向けた見通しを関係者間で共有するための体制を作ることが課題であった。
- 同時双方向型授業に参加した場合に出席と認定するための基準を確立し、その方針を県立学校に示すことが課題であった。
- 学習状況の見取り方や評価方法等、より多くの実践例を積み重ね、その実践例を関係者間で共有する仕組みを作ることが課題であった。

2 事業の目的

学校が支援を必要とする生徒の学習機会を確保し、単位認定や卒業につながる支援ができるよう、これまでの研究成果と課題を踏まえ、「病気療養中等の生徒への遠隔授業 ～高等学校段階～ 実施の手引き」に沿った学習支援を、より汎用性の高い柔軟な運用へ改善するための研究を行う。

3 事業の内容及び成果

(1) 事業の内容

ア 内容

次の3種類の支援を組み合わせることで、入院等により通学が困難となっている生徒の単位修得や進学・卒業につながる遠隔授業を行う。

(1) 「講師派遣」による学習支援

(2) ICTを活用した1対1の遠隔学習支援

(3) ICTの活用により集合型授業に参加する同時双方向型の授業（以下「同時双方向型遠隔授業」という。）

イ これまでの経緯

	事業名称等	内容
(ア)	講師派遣による 学習支援 (入院時学習支援)	医療施設に講師を派遣することで、1対1の指導により学習支援を行うものであり、県教育委員会が事業として平成26年度以降継続している。県立学校が県教育委員会に学習支援の計画を提出することで情報を共有し、学習支援を円滑に行う。 入院等により通学が困難となっているが、修学的意思を強く持ち学習意欲がある生徒を支援の対象とし、1対1の指導により生徒が学習した時間を、学習した科目の指導時間と認めることとし、その日を出席した日とするものである。
(イ)	ICTを活用した 1対1の遠隔学習支援	講師を医療施設へ派遣することができない状況を想定し、今までの対面による学習支援に加えて、ICTを活用した遠隔による学習支援も含む支援となる。 対面による学習支援だけでなく、ICTを活用した1対1の遠隔学習支援において生徒が学習した時間についても、学習した科目の指導時間と認めることとし、その日を出席した日とするものである。
	入院時等学習支援 (令和3年10月以降)	上記(1)と(2)を組み合わせ、支援を必要としている生徒へのより手厚い学習支援を行うために、制度の名称を「入院時等学習支援」に改め、支援の対象となるための条件を緩和した。この要綱により、入院を必要としないが重い病状のため通学が困難となっている場合や、入院の日数が目安の20日に満たない場合も学習支援を受けられることとなる。
(ウ)	同時双方向型遠隔授業	入院等により通学が困難となっている生徒が、教室側にいる生徒と同じ授業を受けられるように同時双方向型の授業に参加した場合、 <u>一定の条件のもとで、参加した授業の時間分を出席と扱う。</u>

(2) 実施体制

ア 関係者間の働きかけ

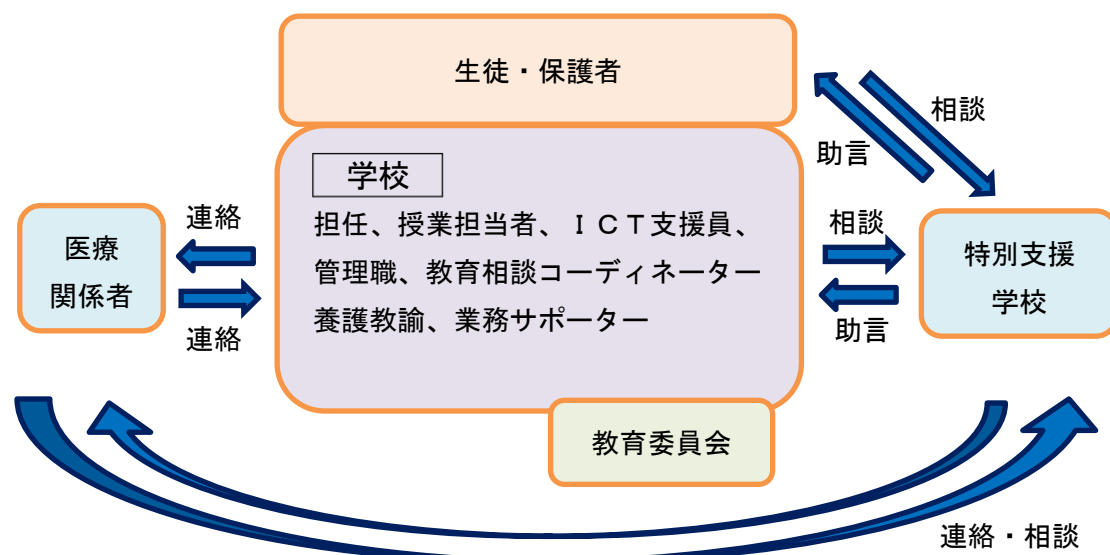
遠隔授業の実施に当たっては、県立学校の申請により開始することとなる。県教育委員会が窓口となり、必要に応じて医療施設等と調整を行う。なお、該当生徒が学校及び中等教育学校の場合は、高校教育課が窓口となり、特別支援学校の場合は、特別支援教育課が窓口となる。

働きかけ	主な内容
県立学校 ➡ 県教育委員会	○学校に所属する教職員以外に、新たに講師が必要な場合は、県教育委員会へ申請の手続きを行う。 ○遠隔授業実施に係る計画書を作成するとともに、必要書類を準備し県教育委員会に提出する。 ○遠隔授業終了後に、県教育委員会に報告書を提出する。
県教育委員会 ➡ 県立学校、医療施設等	○取組について概要説明を行う。 ○ＩＣＴを活用した１対１の遠隔学習支援や同時双方向型遠隔授業を実施する場合は、ＩＣＴ環境の課題の把握や個人情報等の確認等を行う。 ○遠隔授業実施に向けた機器の活用について計画を立て、必要に応じて当該機器を学校に届ける。
県教育委員会 ➡ 県立学校	○遠隔授業の趣旨、実施に向けた流れ、クラウド及び貸出機器等について説明を行う。 ○同時双方向型遠隔授業を実施する上での留意点等を確認する。 ○教育課程を踏まえた指導に関する協議を行う。
県立学校 ➡ 生徒・保護者・(担当医師等)	○遠隔授業の趣旨、実施に向けた流れ、クラウド及び貸出機器等について説明を行う。 ○医療施設や家庭における所有端末やネットワーク環境等の確認を行う。 ○日程調整、及び遠隔授業に係るカリキュラム等について説明を行う。
県立学校、保護者、医療関係者 ➡ 県立横浜南支援学校 県立秦野支援学校 ※病弱教育部門がある特別支援学校 ➡ 県立特別支援学校	○生徒の不安やストレス軽減のために、通院中や入院前に相談し、治療と学習の両立に向けた準備を行う。 ○心理的サポートを受けるために、復学に向けた見通しなどについて相談する。 ○退院後のアフターフォローのために、学校生活のことで具体的に困っていることなどを相談し、生徒が安心して学習活動に移行できるよう協力体制を構築する。

※県立横浜南支援学校、及び県立秦野支援学校は病弱教育部門のある県立特別支援学校であり、病弱教育について県立学校等や本人、保護者、医療関係者からの相談を受けており、必要に応じた助言も行っている。また、横浜南支援学校及び秦野支援学校以外の県立特別支援学校においても、医療を必要とする生徒に関する相談を受けている。

イ 校内における協力体制の構築

一部の教職員に負担が集中しないよう、担任や教育相談コーディネーターだけでなく、管理職や養護教諭を含む学校全体で情報を共有するとともに、特別支援学校の教育相談コーディネーターに学校生活における困りごとや復学までの見通しを相談し、医療が必要な生徒の教育を関係者が一体となって考える体制を構築する。



(3) 取組及び成果

本事業における調査研究の取組内容及び成果を小項目ごとに記す。

【県立特別支援学校との連携】	
取組	成果
○ 学校が主体的に生徒への支援を行うことができるよう、困っていることなどを相談するための連絡先として、県立特別支援学校が持っている教育相談の窓口を活用できることとした。	・県立特別支援学校の教育相談コーディネーターに相談することで、学校生活における困りごとを解消することや、安心して復学後の見通しを立てることができるようになった。

【病気療養中等の生徒への遠隔授業実施の手引き】	
取組	成果
○ 学校が主体となって病気療養中等の生徒への遠隔授業を実施できるよう、遠隔授業の実施方法や教育課程上の運用や実施上の留意点等をまとめた「病気療養中等の生徒への遠隔授業 ～高等学校段階～実施の手引き（以下、「手引き」という。）」を改訂し、県立高校等へ配付した。	・今後は支援開始時の混乱を削減できることが見込まれる。 ・県立特別支援学校の教育相談コーディネーターに相談できることとしたため、今後は、学校や生徒・保護者の不安を軽減できることが見込まれる。

【県内関係機関との連携】	
取組	成果
○ 神奈川県立こども医療センターや県内私学高校と情報交換、情報共有を行い、県教育委員会の取組を広く紹介した。	・ 県内私学高校に在籍する病気療養中等の生徒の支援の可能性を広げることができた。

【受信側で生徒を見守るための体制づくり】	
取組	成果
○ 保護者や教職員による遠隔での見守りの方法の実現について検討した。	・ 受信側に端末を複数台設置するなどして、授業を実施する教職員とは別の者が遠隔で生徒を見守るという方法は、生徒や関係者の負担増につながるため、本来の目的から外れてしまうことが懸念され、実施を断念した。

【より多くの実践例を集める】	
取組	成果
○ 学習状況の見取り方や評価方法等、より多くの実践例を集め、実践事例集を作成することを検討した。	・ 本県以外にも、様々な機関が病気療養中等の生徒の教育保障に関する研究を行っており、参考となる好事例集があるため、今年度の本県の取組としては事例集の制作を行っていない。
○ 様々な機関が作成した好事例集を閲覧し、本県の研究の参考とした。	

【機器の配置や設定についての改善を図る】	
取組	成果
○ 入院生徒が在籍する高校の関係者から遠隔授業の課題を聞き取り、機器の配置や設定についての改善を図った。	・ 「手引き」を改訂し、理想のＩＣＴの形を示すことで、目指すべき姿を県立高校等へ示すことができた。

【自宅療養中の生徒の学習支援に関する研究】	
取組	成果
○ 自宅療養中の生徒の学習支援については、医師からの指示内容の共有や生徒の健康状態の把握を中心とした家庭との連携方法、授業中における学校側の配慮（教職員及び教室の生徒の留意事項の徹底等）等を十分協議し、実践した。	・ 保護者の協力により、自宅での見守り体制や緊急時の連絡体制を確認した上で、自宅療養中の生徒への遠隔授業を実施（３事例）し、当該生徒の進級につなげることができた。

【入院生徒への教育機会の確保に関する理解・啓発】	
取組	成果
・県立学校長会議や県立高校等の管理職を対象とした教育課程説明会等で本事業についての周知を行った。 ・実態調査を行うことに併せて、本事業の概要について県立高校等に周知を行った。	・県立高校等に在籍する9名に関して、県教育委員会も関与し、学習支援を行った。 ※概要を次の表に示す。

【令和4年度支援概要】

ケース1	集合型授業に同時双方向で参加 ※可能な限り、時間割通り授業に参加する。	ほぼすべての授業において、集合型授業に参加（授業配信）
ケース2	集合型授業に同時双方向で参加 ※学校に登校ができるようになった後、スムーズに授業に対応できるようになることを目的とし、支援する。 ※各科目、授業の進度に合わせ、プリントなどの補助教材を用いながら指導する。年度初めから入院しているため、特に2年次の最初の部分の学習を丁寧に行う。	主な学習科目 ・数学ⅡB ・古典A ・コミュニケーション英語Ⅱ ・数学ⅡB ・古典A ・コミュニケーション英語Ⅱ
ケース3	集合型授業に同時双方向で参加 ※出欠席を確認し、授業終了後にはプリント等の成果物を提出してもらう。 ※提出された成果物を確認し、生徒にフィードバックを行う。	ほぼすべての授業において、集合型授業に参加（授業配信）
ケース4	集合型授業に同時双方向で参加 ※可能な限り、時間割通り授業に参加する。	体育、総合的な探究の時間、LHRを除くほぼすべての授業において、集合型授業に参加（授業配信）
ケース5a	自宅において、1日1時間限定で、集合型授業に同時双方向で参加	主な学習科目 ・数学Ⅱ ・家庭総合 ・物理基礎
ケース5b	回復傾向が見られたため、途中から計画を変更し、1日4時間×週3日、集合型授業に同時双方向で参加	主な学習科目 ・国語表現 ・コミュニケーション英語Ⅱ ・数学Ⅱ
ケース6	集合型授業に同時双方向で参加 ※可能な限り、時間割通り授業に参加する。	ほぼすべての授業において、集合型授業に参加（授業配信）
ケース7	集合型授業に同時双方向で参加 ※可能な限り、時間割通り授業に参加する。	自宅療養中に集合型授業に参加

ケース 8	集合型授業に同時双方向で参加 ※可能な限り、時間割通り授業に参加する。 ※実技科目については、レポート課題を提出する。 ※退院した令和 5 年 1 月以降は、体力が落ちているため、連続して 5 日間登校することが困難であるとの担当医の判断により、週 2 日登校、3 日をオンライン授業とする。	本人の体調やリハビリ等を考慮し、可能な限り遠隔による学習支援を実施
ケース 9	集合型授業に同時双方向で参加 ※可能な限り、時間割通り授業に参加する。 ※抗がん剤による治療により、日によって参加できない場合もある。	本人の体調やリハビリ等を考慮し、可能な限り遠隔による学習支援を実施

4 今後の課題と対応

今後は、改訂した「病気療養中等の生徒への遠隔授業 ～高等学校段階～ 実施の手引き」に沿って、学校が主体となって本事業を円滑に運用できるような取組とすることが必要であるが、併せて、学校の状況を教育委員会が把握し、特に、県立特別支援学校の教育相談コーディネーターとの連携状況について調査を行うなどして、必要な改善策を継続して検討する必要がある。

また、県立こども医療センターや県立がんセンター患者支援部患者支援センターとの連携を通じて、医療関係者の助言を基に病気療養中等の生徒への支援を関係者が共に考える機会を設定し、学校が安心して同時双方向型授業を実施できるよう努めることが課題である。

5 問合せ先

担当部署：教育局指導部高校教育課国際・情報教育グループ
 所在地：(〒231-8588) 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁「東庁舎」6 階
 電話番号：045-210-8371 (直通)
 FAX番号：045-210-8922
 e-mail：kokusai-jouhoukyouiku.y8wu@pref.kanagawa.lg.jp